

横浜リハビリテーション科医師弘嗣会 (旧横浜市立大学リハビリテーション科医師同門会) 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、横浜リハビリテーション科医師弘嗣会（略称：弘嗣会）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、横浜市総合リハビリテーションセンター医局に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、リハビリテーションに関する医学の進展と知識の普及を図り、学術文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、会員の総意と相互信頼に基づき、本会における教育・臨床研究・福利厚生などの活動について民主的な運営を行い、会員の権利と公正な利益を擁護することとする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) リハビリテーション医学の臨床研究
- 2) リハビリテーション科専門医の育成
- 3) 横浜市立大学リハビリテーション科医師の会への支援、および共同事業
- 4) リハビリテーションに関する国内外の関係学術団体との連携
- 5) 関連する諸機関・施設・団体等との連携
- 6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(構 成)

第5条 本会の会員は次のものをもって構成する。

- 1) 正会員 リハビリテーション医学を志す医師であり、第3条、第4条の本会の目的と事業に賛同し、総会で承認されたもの。
 - 2) 名誉会員 本会に長年貢献した満65歳以上の正会員で、総会で承認されたもの
 - 3) 特別会員 本会の目的と事業に賛同するが、居住地や勤務地が遠方（例：関東圏外）などの理由から正会員を辞したもので、総会で承認されたもの。
 - 4) 賛助会員 本会の事業を援助する個人および団体
- 2 正会員、名誉会員、特別会員の勤務する病院・施設を、本会の関連病院・施設とする。なお、関連病院・施設は施行細則に明記する。

(入 会)

第6条 正会員になろうとするものは、会長に入会を申し出なければならない。運営委員会の承認を得て仮会員となり、その後、総会にて承認されることにより正会員となることができる。

2 特別会員および賛助会員になろうとするものは、過去に正会員であったか否かにかかわらず、会長にあらためて入会を申し出なければならない。運営委員会の議を経て総会で承認されることにより、特別会員および賛助会員となることができ

る。

(会 費)

第7条 本会の正会員と特別会員は年会費を納めなければならない。年会費の額は施行細則に定める。

- 2 本会の賛助会員は入会費を納めなければならない。入会費の額は施行細則に定める。
- 3 会費は、本会の運営、横浜市立大学リハビリテーション科医師の会の事業への助成、学術振興、および会員の福利厚生などにあてるものとする。
- 4 納められた会費、その他の拠出金品は返還しない。

(退 会)

第8条 本会の正会員と特別会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 死亡
 - 2) 医師でなくなったとき。
 - 3) 正当と認められる理由なくして会費を2年以上納入しないとき。
- 2 会員は、本人から退会の申請があり総会で承認されたとき、その資格を喪失する。

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく毀損したとき、またはこの会則に反するような行為があったときは、総会の決議により除名することができる。

第4章 会長、運営委員、監査および事務職員

(会 長)

第10条 会長は、本会の目的と事業に関する業務を総理し、本会を代表する。

- 2 会長は、正会員からの立候補または推薦により、総会出席者の過半数の信任を得て選出される。
- 3 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長に支障あるときは、運営委員会が会長代行を選任し、職務を遂行する。
- 5 会長の解任は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、解任決議に関する総会の定足数については、委任状はこれを認めない。

(運営委員)

第11条 本会は、9名以内の運営委員を置く。

- 2 運営委員は、正会員からの立候補または推薦により、総会出席者の過半数の信任を得て選出される。
- 3 運営委員の任期は、定例総会から次年度の定例総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員が任期の途中でその職務を遂行できなくなったとき、または退任したときは、すみやかに後任を選出する。その場合の任期は前任者の任期とする。
- 5 運営委員の解任は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、解任決議に関する総会の定足数については、委任状はこれを認めない。

(監 事)

第12条 本会は、監事1名を置く。

- 2 監事は、正会員と名誉会員の立候補または推薦により、総会出席者の過半数の信任を得て選出される。
- 3 監事の任期は、定例総会から次年度の定例総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 監事は、本会の業務および財産の状況を監査し、総会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、運営委員会または総会の開催を会長に要請することができる。
- 6 監事は、運営委員会または総会に出席し意見を述べることができる。
- 7 監事は、運営委員を兼任できない。

(事務職員)

第13条 本会および横浜市立大学リハビリテーション科医師の会の事務を処理するために事務職員を置く。

- 2 事務職員は、横浜市立大学医学部リハビリテーション科に置き、有給とする。

第5章 総会

(機能)

第14条 総会は、本会における最高の意志決定の機関である。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(種類)

第16条 総会は、定期総会と臨時総会に分ける。

(総会の開催)

第17条 総会は運営委員会の議を経て、会長が開催する。

- 2 会長は、会員に総会の議題・日時を事前に通知しなければならない。
- 3 定期総会は年1回、会計年度終了後3月以内に開催する。
- 4 臨時総会は次の場合に開催する。
 - 1) 会長が必要と認めたとき
 - 2) 運営委員会が必要と認めたとき
 - 3) 監事の要請があったとき
 - 4) 正会員の3分の1以上から要請があったとき

(議決事項)

第18条 総会は次に掲げる事項を議決しなければならない。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) その他、本会の事業に関する重要事項で運営委員会が必要と認めたもの

(運営、定足数および議決)

第19条 総会の運営は、総会出席の正会員の中から選出された議長(団)がこれにあたる。

- 2 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決にあたっては出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。ただし、委任状は、正会員数の10分の1を超えてはならない。
- 3 特別会員は、総会において意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

(議事録)

第20条 総会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 1) 開催の日時及び場所
- 2) 総会に出席した会員の数
- 3) 議決事項

第6章 運営委員会

(機能)

第21条 運営委員会は、本会の各業務を円滑に行うために設置され、総会の委嘱によりその決定事項の執行を担当する。

- 2 会長は、次に掲げる事項について、総会に付託する前に運営委員会に報告しその議を経なければならない。
 - 1) 事業計画および収支予算についての事項
 - 2) 事業報告および収支決算についての事項
 - 3 運営委員会は、緊急を要する事項については総会の委嘱なしにこれを決定し執行する事ができるが、必ず次回の総会に報告し承認を得なければならない。
 - 4 運営委員会の議題は、会長および運営委員が提案できる。
 - 5 正会員は、運営委員会に議題を提案することができる。

(構成)

第22条 運営委員会は、会長および運営委員により構成される。

- 2 運営委員会は、互選により総務担当、学術担当、財務担当などを置くことができる。

(開催および議決)

第23条 運営委員会は、3ヶ月に1回以上開催する。

- 2 運営委員会は、過半数の運営委員の出席により成立する。
- 3 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(小委員会)

第24条 運営委員会は、実務の執行にあたり必要に応じて小委員会を設け、必要事項の審議を依頼できる。

- 2 小委員会は、審議事項の結果を運営委員会へ報告しなければならない。

第7章 会計年度

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の改廃

第26条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改廃することができる。ただし、総会の定足数として委任状はこれを認めない。

第9章 解散

第27条 本会は、総会において正会員の3分の2以上の賛成によって解散することができる。

第10章 補足

(書類および帳簿の備付等)

第28条 本会は、次の書類および帳簿を備えなければならない。

- 1) 規約
- 2) 会員の名簿
- 3) 財産目録
- 4) 資産台帳および負債台帳

- 5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 運営委員会および総会の議事に関する書類
- 7) その他必要な書類および帳簿

(施行細則)

第29条 本規約の施行に必要な事項は施行細則として別に定め、その改廃は運営委員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

本規約は、1993年4月1日より施行する。

本規約は、1993年6月19日より施行する。

本規約は、2002年6月1日より施行する。

本規約は、2003年6月1日より施行する。

本規約は、2004年6月1日より施行する。

本規約は、2005年6月1日より施行する。

本規約は、2006年6月1日より施行する。

本規約は、2008年6月1日より施行する。

本規約は、2010年4月17日より施行する。

横浜リハビリテーション科医師弘嗣会規約 施行細則

(関連病院・施設)

第1条 本会の関連病院・施設は正会員、名誉会員、特別会員が勤務する次の病院・施設とする。

- 1) 横浜市立大学附属病院
- 2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター
- 3) 横浜市総合リハビリテーションセンター
- 4) 横浜市立脳血管医療センター
- 5) 神奈川リハビリテーション病院
- 6) 神奈川県立総合療育相談センター
- 7) 神奈川県立足柄上病院
- 8) 神奈川県立こども医療センター
- 9) 横浜市立市民病院
- 10) 藤沢市民病院
- 11) 横須賀共済病院
- 12) 横浜船員保険病院
- 13) 横浜市戸塚地域療育センター
- 14) 横浜市障害者更生相談所
- 15) 川崎市障害者更生相談所
- 16) れいんぼう川崎
- 17) 茅ヶ崎市立病院
- 18) 済生会横浜市南部病院
- 19) 横浜南共済病院
- 20) 平塚共済病院
- 21) 聖ヨゼフ病院
- 22) 藤沢湘南台病院
- 23) 聖テレジア病院
- 24) 金沢病院
- 25) 朝倉病院
- 26) 横浜市南部地域療育センター
- 27) 横浜市中部地域療育センター
- 28) 横浜市北部地域療育センター
- 29) 地域療育センターあおば
- 30) 川崎市南部療育センター
- 31) 川崎市中部療育センター
- 32) 川崎市北部療育センター

- 33) 横浜療育医療センター
- 34) 川崎市北部リハビリテーションセンター
- 35) 泥亀福祉機器支援センター
- 36) 反町福祉機器支援センター
- 37) 鎌倉市障害児福祉センター
- 38) クラーク病院
- 39) 坂総合病院
- 40) 沖縄協同病院

(会 費)

第2条 本会の会費は、会員の種別により次のとおりとする。

- 1) 正会員 : 年会費5万円以上/年
- 2) 特別会員 : 年会費1万円以上/年
- 3) 賛助会員 : 入会費10万円以上
- 4) 名誉会員 : なし

附 則

本細則は、1993年4月1日より施行する。

本細則は、2002年6月1日より施行する。

本細則は、2003年6月1日より施行する。

本細則は、2004年6月1日より施行する。

本細則は、2005年6月1日より施行する。

本細則は、2006年6月1日より施行する。

本細則は、2007年6月1日より施行する。

本細則は、2008年6月1日より施行する。

本細則は、2010年4月17日より施行する。